

- 2) 実施予定競技及びその種類
- 3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。
- 4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。
年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。
- 5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m^2 (2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 16 項第 5 号(延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応)

(1) 総合成績の取扱い

本則第 16 項(1)において、大会（本大会及び冬季大会）を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1)当該大会の取扱い

当該大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）については、予選会実施の有無にかかわらず「不参加」として取扱うものとする。

2)ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

①当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除（ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用した者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。）を適用可とする。

②当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

9 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会长閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

10 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則